

第14章 準備書の記載事項の修正の内容

第14章 準備書の記載事項の修正の内容

知事意見等を受けて、事業計画及び予測評価内容等の見直しを行った。その内容は、以下に示すとおりである。

1. 対象事業の名称、目的及び内容

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
1. 土地利用計画 図2-3.2 完成イメージ (14-38頁に掲載)	2-7	1. 土地利用計画 図2-3.2 完成イメージ (14-39頁に掲載)	2-7
2. 廃棄物焼却等施設の概要 (1) 対象のごみの種類 表2-3.3 計画ごみ質 (14-40頁に掲載)	2-9	2. 廃棄物焼却施設の概要 (1) 対象のごみの種類 表2-3.3 計画ごみ質 (14-41頁に掲載)	2-9
3. 処理方式の概要及び処理の流れ (2) 処理の流れ オ. 熱回収設備 図2-3.9 処理フロー (14-42頁に掲載)	2-18	3. 処理方式の概要及び処理の流れ (2) 処理の流れ オ. 熱回収設備 図2-3.9 処理フロー (14-43頁に掲載)	2-18
4. 公害防止に係る計画目標値 表2-3.9(3) 公害防止に係る計画目標値(騒音、振動及び悪臭) (14-44頁に掲載)	2-22	4. 公害防止に係る計画目標値 表2-3.9(3) 公害防止に係る計画目標値(騒音、振動及び悪臭) (14-45頁に掲載)	2-22
5. 大気汚染防止計画 (2) 排出ガス処理対策 ④ ダイオキシソ類 ダイオキシソ類は、表2-3.11に示す廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という)の基準を遵守し、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理を十分に行い、安定燃焼の確保を図ることによって発生を抑制する。	2-24	5. 大気汚染防止計画 (2) 排出ガス処理対策 ④ ダイオキシソ類 ダイオキシソ類は、表2-3.11に示す廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という)の基準を遵守し、燃焼温度、ガス滞留時間等についてダイオキシソ類の発生を防止する条件を設定のうえ管理を十分に行い、安定燃焼の確保に努めることを基本とするほか、活性炭への吸着により除去する乾式吸着法により発生を抑制する。	2-24
表2-3.11 ダイオキシソ類対策の基準 (14-46頁に掲載)	2-24	表2-3.11 ダイオキシソ類対策の基準 (14-47頁に掲載)	2-24
—	—	⑤ 水銀 (2-24頁参照)	2-24
(3) モニタリソ計画 モニタリソは、大気汚染防止法及びダイオキシソ類対策特別措置法に基づく測定のほか、表2-3.12に示す内容について行う計画である。	2-24	(3) モニタリソ計画 モニタリソは、表2-3.12に示す内容について行う計画である。	2-24
表2-3.12 モニタリソ計画 (14-48頁に掲載)	2-24	表2-3.12 モニタリソ計画 (14-49頁に掲載)	2-24
12. 余熱利用計画 表2-3.16 発電施設の概要 (14-50頁に掲載)	2-28	12. 余熱利用計画 表2-3.16 発電施設の概要 (14-51頁に掲載)	2-28

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>17. 工事計画</p> <p>(3) 工事中の環境保全対策</p> <p>① 埋設廃棄物対策</p> <p>イ. 工事概要</p> <p>施設の新設工事に先立ち、土地の改変に伴う水平方向の汚染拡散防止対策として、図2-3.13に示すとおり、<u>対象事業実施区域の周囲に鉛直遮水壁の設置を行う。また、鉛直方向の汚染拡散防止対策として難透水層までケーシングを設置し、中の土壌をすべて除去した後、不透水材を充填し杭施工を行う。</u></p> <p>工事にあたっては、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(平成17年6月、環境省)、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」(平成24年8月、環境省)等に基づき、適切な対策を講じる計画である。</p> <p>図2-3.13 鉛直遮水壁設置イメージ(断面) (14-52頁に掲載)</p>	2-32	<p>17. 工事計画</p> <p>(3) 工事中の環境保全対策</p> <p>① 埋設廃棄物対策</p> <p>イ. 工事概要</p> <p>土地の改変に伴う水平方向及び鉛直方向の汚染拡散防止対策のイメージは、図2-3.13に示すとおりである。</p> <p>工事にあたっては、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(平成17年6月、環境省)、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」(平成24年8月、環境省)等に基づき、適切な対策を講じる計画である。</p> <p>図2-3.13 鉛直遮水壁及び杭工事イメージ(断面) (14-53頁に掲載)</p> <p><u>本事業では、水平方向の汚染防止対策として、施設の新設工事に先立ち、対象事業実施区域の周囲に鉛直遮水壁を設置する。鉛直遮水壁は、約15mから20mの深度に位置する難透水層(第一粘性土層)まで設置する。</u></p> <p><u>また、下位帯水層まで杭を打設する場合には、鉛直方向の汚染防止対策として、地下水を遮断するため難透水層までケーシングを設置し、ケーシング内の土壌を除去した後、不透水剤を充填し、下位帯水層までの杭工事を行う。施工手順のイメージは、図2-3.14に示すとおりである。</u></p> <p>図2-3.14 下位帯水層までの杭打設イメージ (2-34頁参照)</p>	2-33
<p>ウ. 濁水処理対策</p> <p>工事中における雨水等による濁水を防止するため、敷地内全ての雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留する。沈砂池に貯留した雨水は、排水処理設備を設けて適切に処理した後に、海域へ放流(図2-3.14参照)する計画である。</p> <p>放流水質については、対象事業実施区域は最終処分場跡地であることから「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に則り、表2-3.20に示す最終処分場からの施設排水に係る基準を遵守することとする。また、放流時には、水素イオン濃度(pH)、濁度を測定し、問題のないことを確認する。</p>	2-33	<p>ウ. 濁水処理対策</p> <p>工事中における雨水等による濁水を防止するため、敷地内全ての雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留する。沈砂池に貯留した雨水は、排水処理設備を設けて適切に処理した後に、海域へ放流(図2-3.15参照)する計画である。</p> <p>放流水質については、対象事業実施区域は最終処分場跡地であることから「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に則り、表2-3.20に示す最終処分場からの施設排水に係る基準を遵守することとし、<u>中和処理、凝集沈殿処理等を行うことが可能な設備を設ける計画である。</u>また、放流時には、水素イオン濃度(pH)、濁度を測定し、問題のないことを確認する。</p>	2-34

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>オ. 埋設廃棄物処理対策 掘削した埋設廃棄物は、場外へ搬出する。処分については、以下に示す環境保全対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削した廃棄物等は、風雨等により飛散することがないように、ポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバック等で保管する。 場外搬出にあたっては、廃棄物処理法に基づき適正に処分する。 	2-33	<p>オ. 埋設廃棄物処理対策 掘削した埋設廃棄物は、場外へ搬出し、管理型処分場で処分する。</p> <p>処理にあたっては、管理番号を付帯した一定の搬出量ごとに必要な検査を実施し、管理番号・種類・有害物質濃度等を整理した識別表等を用いることとし、風雨等により飛散することがないように、ポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバック等で保管するなど、仮置き時、運搬時を通じて適切な管理を行う。</p> <p>なお、掘削した土壌及び埋設廃棄物の区分は、廃棄物の混入がみられないものは土壌、それ以外は廃棄物として取り扱うものとし、目視により確認を行う。</p>	2-35
<p>表2-3.20 工事中の海域への放流排水に係る計画目標値 (14-54頁に掲載)</p>	2-35	<p>表2-3.20 工事中の海域への放流排水に係る計画目標値 (14-55頁に掲載)</p>	2-37
<p>② 工事全体に係る環境保全対策 エ. 土壌汚染対策 掘削土については、土壌が汚染されている場合には、土壌汚染対策法に基づき適切な対応を行う。また、場外に搬出する場合には、気密性の高い運搬車の使用や、シートカバー等の使用により、土壌の飛散等が起こらないよう配慮する。</p>	2-37	<p>② 工事全体に係る環境保全対策 エ. 土壌汚染対策 掘削土については、土壌が汚染されている場合には、特定有害物質の種類及び濃度に対応する浄化施設で適切に処分するなど、土壌汚染対策法に基づき適切な対応を行う。また、処理にあたっては、管理番号を付帯した一定の搬出量ごとに必要な検査を実施し、管理番号・種類・有害物質濃度等を整理した識別表等を用いることとし、場外に搬出する場合には、気密性の高い運搬車の使用や、シートカバー等の使用により、土壌の飛散等が起こらないよう配慮する。</p> <p>なお、施工時に掘削を行う土壌及び埋設廃棄物の区分は、廃棄物の混入がみられないものは土壌、それ以外は廃棄物として取り扱うものとし、目視により確認を行う。</p>	2-39
—	—	<p>カ. 残土対策 (2-40頁参照)</p>	2-40

2. 対象事業実施区域及びその周囲の概況

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>2. 土壌汚染 対象事業実施区域周辺の土壌汚染対策法に基づく指定区域は、表3-1.27及び図3-1.22に示すとおりである。対象事業実施区域の位置する潮見町には、指定区域は存在しない。</p>	3-47	<p>2. 土壌汚染 対象事業実施区域周辺の土壌汚染対策法に基づく指定区域は、表3-1.27及び図3-1.22に示すとおりである。対象事業実施区域である潮見町38番の一部が、平成27年2月24日に形質変更時要届出区域に指定されている。</p>	3-47
<p>表3-1.27 土壌汚染対策法に基づく指定区域の状況 (14-56頁に掲載)</p>	3-47	<p>表3-1.27 土壌汚染対策法に基づく指定区域の状況 (14-57頁に掲載)</p>	3-47
<p>図3-1.22 土壌汚染対策法に基づく指定区域 (14-58頁に掲載)</p>	3-48	<p>図3-1.22 土壌汚染対策法に基づく指定区域 (14-59頁に掲載)</p>	3-48

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
1. 公害防止関係法令等 (2) 水質 ① 水質汚濁に係る環境基準 ア. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準 表3-2. 21(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (14-60頁に掲載)	3-132	1. 公害防止関係法令等 (2) 水質 ① 水質汚濁に係る環境基準 ア. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準 表3-2. 21(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (14-61頁に掲載)	3-132
ウ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準 表3-2. 24 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (14-62頁に掲載)	3-135	ウ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準 表3-2. 24 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (14-63頁に掲載)	3-135
(7) 悪臭 表3-2. 42(2) 悪臭防止法に基づく規制基準(煙突等の気体排出口における悪臭) (14-64頁に掲載)	3-147	(7) 悪臭 表3-2. 42(2) 悪臭防止法に基づく規制基準(煙突等の気体排出口における悪臭) (14-65頁に掲載)	3-147

3. 調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 大気質

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
1. 調査 (4) 調査手法 ② 気象の状況 表7-2-1.1 大気質及び気象現地調査手法 (14-66頁に掲載)	7-13	1. 調査 (4) 調査手法 ② 気象の状況 表7-2-1.1 大気質及び気象現地調査手法 (14-67頁に掲載)	7-13
3. 環境保全措置 予測結果より建設機械稼働による粉じんは降下ばいじんに係る参考値を下回るものとなるが、事業者の実行可能な範囲内でできる限り影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。 ・粉じんの飛散を防止するために、適宜、散水を行う。 ・場内に掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じて粉じんの飛散を防止するためにシート等で養生する。 ・掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、必要に応じて散水、シート掛け、覆土等を行う。	7-23	3. 環境保全措置 本事業では、建設機械の稼働による粉じんの影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。 【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】 ・粉じんの飛散を防止するために、適宜、散水を行う。 ・場内に掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じて粉じんの飛散を防止するためにシート等で養生する。 ・掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、必要に応じて散水、シート掛け、覆土等を行う。	7-23
4. 評価 (2) 評価の結果 ① 環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法 工事の実施にあたっては、 ・適宜、散水を行うこと ・場内に掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じてシート等で養生すること ・掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、必要に応じて散水、シート掛け、覆土等を行うこと などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。	7-24	4. 評価 (2) 評価の結果 ① 環境の保全が適切に図られているかの評価 工事の実施にあたっては、予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避低減のため ・適宜、散水を行うこと ・場内に掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じてシート等で養生すること ・掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、必要に応じて散水、シート掛け、覆土等を行うこと などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。	7-24

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>② <u>環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法</u> 建設機械稼働による降下ばいじん量の予測結果の最大値は、2.1 t /km²/月 (冬季) であり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-24	<p>② <u>環境基準等と予測結果との比較による評価</u> 建設機械稼働による降下ばいじん量の予測結果の最大値は、2.1 t /km²/月 (冬季) であり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-24
<p>1. 調査 (4) 調査手法 ② 気象の状況 表7-2-1.14 気象現地調査手法 (14-68頁に掲載)</p>	7-27	<p>1. 調査 (4) 調査手法 ② 気象の状況 表7-2-1.14 気象現地調査手法 (14-69頁に掲載)</p>	7-27
<p>2. 予測 (4) 予測手法 ④ 予測条件 ウ. 汚染物質排出量 窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の予測時点における車種別排出係数は、「国土技術政策総合研究所資料第671号 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠 (平成22年度版)」(平成24年2月、国土交通省国土技術政策総合研究所)に基づき、表7-2-1.26に示すとおり、平成27年度の排出係数を設定した。 走行速度は、区間毎の走行状況を予測に反映するために、旅行速度調査結果(表7-2-1.23 (7-38頁参照))を用いるものとし、走行速度に対応する排出係数は近似式により設定した。</p>	7-49	<p>2. 予測 (4) 予測手法 ④ 予測条件 ウ. 汚染物質排出量 窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の予測時点における車種別排出係数は、「国土技術政策総合研究所資料第671号 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠 (平成22年度版)」(平成24年2月、国土交通省国土技術政策総合研究所)に基づき、表7-2-1.26に示すとおり、平成27年度の排出係数を設定した。 走行速度は、区間毎の走行状況を予測に反映するために、旅行速度調査結果(表7-2-1.23 (7-38頁参照))を用いるものとし、走行速度に対応する排出係数は近似式により設定した。なお、排出係数の近似式の詳細は、資料編(資料2-4)に示す。</p>	7-49
<p>3. 環境保全措置 <u>予測結果より工事用車両による影響を付加した沿道大気質は環境基準を満足するものとなるが、事業者の実行可能な範囲内でできる限り影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</u> ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。 ・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。 ・工事用車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用する。 ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底する。 ・通勤車両台数を減らすために、工事業者に対して工事作業用通勤車両の相乗りを励行する。</p>	7-55	<p>3. 環境保全措置 本事業では、<u>工事用車両による沿道大気質の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</u> <u>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</u> ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。 <u>【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】</u> ・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。 ・工事用車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用する。 ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底する。 ・通勤車両台数を減らすために、工事業者に対して工事作業用通勤車両の相乗りを励行する。</p>	7-55

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① <u>環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法</u></p> <p>工事の実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うこと ・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努めること ・工事用車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用すること ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底すること ・工事用車両の整備、点検を徹底すること ・工事業者に対して工事作業員通勤車両の相乗りを励行すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-57	<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① <u>環境の保全が適切に図られているかの評価</u></p> <p>工事の実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うこと <p><u>などの環境保全措置を確実に実施することにより、工事用車両による付加濃度（年平均値）は、二酸化窒素が0.000019～0.000041ppm（付加率：0.08～0.17%）、浮遊粒子状物質が0.000004～0.000009mg/m³（付加率：0.02～0.04%）と予測され、予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のため</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努めること ・工事用車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用すること ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底すること ・工事用車両の整備、点検を徹底すること ・工事業者に対して工事作業員通勤車両の相乗りを励行すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-57
<p>② <u>環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法</u></p> <p>工事用車両による沿道大気質濃度の予測結果の最大値は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.043ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.057mg/m³であり、二酸化窒素について千葉県環境目標値を超過するものの本事業による付加率は0.08～0.17%と小さく、いずれの項目も環境基準を満足していることから、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-57	<p>② <u>環境基準等と予測結果との比較による評価</u></p> <p>工事用車両による沿道大気質濃度の予測結果の最大値は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.043ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.057mg/m³であり、二酸化窒素について千葉県環境目標値を超過するものの本事業による付加率は0.08～0.17%と小さく、いずれの項目も環境基準を満足していることから、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-57

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>2. 予測</p> <p>(4) 予測手法</p> <p>② 予測方法</p> <p>ア. 予測の手順</p> <p>(ウ) 予測条件</p> <p>a 煙源条件</p> <p>「2-3-6 対象事業の内容でその変更により環境影響が変化するもの」の表2-3.10 (2-23頁参照) に示した煙源条件 (煙突高さ及び排出ガス量が最大となる高質ごみの排出ガス諸元) を用いた。また、排出濃度は、「2-3-6 対象事業の内容でその変更により環境影響が変化するもの」の表2-3.9(1) (2-20頁参照) に示した公害防止に係る計画目標値を用いた。なお、水銀の排出濃度については、近隣自治体の自己規制値を参考として0.05mgHg/m³_Nとした。</p>	7-102	<p>2. 予測</p> <p>(4) 予測手法</p> <p>② 予測方法</p> <p>ア. 予測の手順</p> <p>(ウ) 予測条件</p> <p>a 煙源条件</p> <p>「2-3-6 対象事業の内容でその変更により環境影響が変化するもの」の表2-3.10 (2-23頁参照) に示した煙源条件 (煙突高さ及び排出ガス量が最大となる高質ごみの排出ガス諸元) を用いた。また、排出濃度は、「2-3-6 対象事業の内容でその変更により環境影響が変化するもの」の表2-3.9(1) (2-20頁参照) に示した公害防止に係る計画目標値を用いた。なお、水銀の排出濃度については、近隣自治体の自己規制値を参考として0.05mgHg/m³_Nとした。</p> <p>なお、設定した煙源条件よりも有効煙突高が低くなる条件として、高質ごみに比べて排出ガス量が少なくなる低質ごみを対象として短期高濃度予測を行い、影響の程度を確認した。確認の結果は、資料編 (資料2-7) に示す。</p>	7-102
<p>(b) ベキ乗則による補正式 (14-70頁に掲載)</p>	7-102	<p>(b) ベキ乗則による補正式 (14-71頁に掲載)</p>	7-103
<p>c 計算の方法等</p> <p>(b) バックグラウンド濃度の設定</p> <p>バックグラウンド濃度は、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については対象事業実施区域の最寄りの一般環境大気測定局 (二酸化硫黄は船橋印内測定局、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は船橋南本町測定局) における現況の年平均濃度 (平成24年度)、水銀及びダイオキシン類については対象事業実施区域で実施した現地調査結果の四季平均濃度とし、表7-2-1.64に示すとおりとした。</p>	7-103	<p>c 計算の方法等</p> <p>(b) バックグラウンド濃度の設定</p> <p>バックグラウンド濃度は、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については対象事業実施区域の最寄りの一般環境大気測定局 (二酸化硫黄は船橋印内測定局、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は船橋南本町測定局) における現況の年平均濃度 (平成24年度)、水銀及びダイオキシン類については対象事業実施区域で実施した現地調査結果の四季平均濃度とし、表7-2-1.64に示すとおりとした。</p> <p>なお、バックグラウンド濃度は、既存の南部清掃工場からの煙突排出ガスによる影響が含まれた濃度となっている。</p>	7-103
<p>b 予測条件</p> <p>(b) 気象条件</p> <p>ダウンウォッシュが発生するとされる排出ガス吐出速度 (約27.5m/秒) の2/3以上の風速として、煙突頂部付近の風速を約18.4m/秒とした。また、有効煙突高を煙突実体高 (59m) とし、計算を実施した。</p> <p>大気安定度は、風速の条件より大気の状態が中立となることから、中立 (C、D) とした。</p>	7-111	<p>b 予測条件</p> <p>(b) 気象条件</p> <p>風速が早くなると拡散が促進されて大気濃度は小さくなるため、一般的にダウンウォッシュが発生すると想定される最も遅い風速の場合に最大濃度となることから、ダウンウォッシュが発生するとされる排出ガス吐出速度 (約27.5m/秒) の2/3以上の風速として、煙突頂部付近の風速を約18.4m/秒に設定した。また、有効煙突高を煙突実体高 (59m) とし、計算を実施した。</p> <p>大気安定度は、風速の条件より大気の状態が中立となることから、中立 (C、D) とした。</p>	7-111

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>(5) 予測結果</p> <p>① 長期平均濃度予測</p> <p>ア. 年平均値</p> <p>表7-2-1.72 廃棄物焼却施設稼働による大気質の予測結果（長期平均濃度、年平均値） （14-72頁に掲載）</p>	7-114	<p>(5) 予測結果</p> <p>① 長期平均濃度予測</p> <p>ア. 年平均値</p> <p>表7-2-1.72 廃棄物焼却施設稼働による大気質の予測結果（長期平均濃度、年平均値） （14-73頁に掲載）</p>	7-114
<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、廃棄物焼却等施設稼働による大気質への影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで、大気汚染物質の低減に努める。 ・ 排出ガスは、最新の排出ガス処理技術により、法規制よりも厳しい目標値を満足させて排出する。 ・ 硫黄酸化物及び塩化水素は、消石灰等を吹き込む乾式有害ガス除去方式とバグフィルタ（ろ過式集じん器）により除去する。 ・ 窒素酸化物は、可能な限り燃焼制御法による管理を行うとともに、触媒脱硝装置により除去する。 ・ ばいじんは、バグフィルタ（ろ過式集じん器）により除去する。 ・ 燃焼温度、ガス滞留時間等についてダイオキシン類の発生を防止する条件を設定し、安定燃焼の確保に努めることによりダイオキシン類の発生を抑制する。 	7-128	<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、廃棄物焼却施設稼働による大気質への影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p><u>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出ガスは、最新の排出ガス処理技術により、法規制よりも厳しい目標値を満足させて排出する。 ・ 硫黄酸化物及び塩化水素は、消石灰等を吹き込む乾式有害ガス除去方式とバグフィルタ（ろ過式集じん器）により除去する。 ・ 窒素酸化物は、可能な限り燃焼制御法による管理を行うとともに、触媒脱硝装置により除去する。 ・ ばいじんは、バグフィルタ（ろ過式集じん器）により除去する。 ・ ダイオキシン類は、燃焼温度、ガス滞留時間等についてダイオキシン類の発生を防止する条件を設定のうえ管理を十分に行い、安定燃焼の確保に努めることを基本とするほか、活性炭への吸着により除去する乾式吸着法により発生を抑制する。 <p><u>【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで、大気汚染物質の低減に努める。 	7-128

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① 環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法</p> <p>新工場の供用に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努めること 排出ガスは、最新の排出ガス処理技術により、法規制よりも厳しい目標値を満足させて排出すること 燃焼温度、ガス滞留時間等についてダイオキシン類の発生を防止する条件を設定し、安定燃焼の確保に努めることによりダイオキシン類の発生を抑制すること <p>などの措置を講じる計画である。また、ばいじん、硫酸酸化物、窒素酸化物、塩化水素及びダイオキシン類については、既存工場と比較してより厳しい目標値を満足させて排出することにより、現況よりも大気環境への影響を低減させる計画である。以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-130	<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① 環境の保全が適切に図られているかの評価</p> <p>新工場の供用に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出ガスは、最新の排出ガス処理技術により、法規制よりも厳しい目標値を満足させて排出すること 燃焼温度、ガス滞留時間等についてダイオキシン類の発生を防止する条件を設定し、安定燃焼の確保に努めることによりダイオキシン類の発生を抑制すること <p>などの環境保全措置を確実に実施することにより、煙突排出ガスの最大着地濃度(年平均値)は、二酸化硫黄が0.000061ppm(付加率5.7%)、二酸化窒素が0.000046ppm(付加率0.3%)、浮遊粒子状物質が0.000030mg/m³(付加率0.1%)、水銀が0.000152μgHg/m³(付加率5.1%)、ダイオキシン類が0.000152pg-TEQ/m³(付加率0.1%)と予測され、予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努めること <p>などの措置を講じる。また、ばいじん、硫酸酸化物、窒素酸化物、塩化水素及びダイオキシン類については、既存工場と比較してより厳しい目標値を満足させて排出することにより、現況よりも大気環境への影響を低減させる計画である。以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-130
<p>② 環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法</p> <p>ア. 長期平均濃度</p> <p>廃棄物焼却等施設稼働による大気質の長期平均濃度の最大着地濃度予測結果は、二酸化硫黄の日平均値の2%除外値が0.004ppm、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.040ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.056mg/m³、水銀の年平均値が0.002952μgHg/m³、ダイオキシン類の年平均値が0.180152pg-TEQ/m³であり、各項目について整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p> <p>イ. 短期高濃度</p> <p>廃棄物焼却等施設稼働による大気質の短期高濃度の予測結果は、煙突排出ガスにより周辺環境への高濃度の影響が想定される各条件のうち接地逆転層崩壊時が最大となり、二酸化硫黄が0.0124ppm、二酸化窒素が0.0890ppm、塩化水素が0.0055ppmであり、各項目について整合を図るべき基準を満足するものと評価する。また、浮遊粒子状物質については、ダウンウォッシュ時が最大となり0.1094mg/m³と整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-130	<p>② 環境基準等と予測結果との比較による評価</p> <p>ア. 長期平均濃度</p> <p>廃棄物焼却施設稼働による大気質の長期平均濃度の最大着地濃度予測結果は、二酸化硫黄の日平均値の2%除外値が0.004ppm、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.040ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.056mg/m³、水銀の年平均値が0.002952μgHg/m³、ダイオキシン類の年平均値が0.180152pg-TEQ/m³であり、各項目について整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p> <p>イ. 短期高濃度</p> <p>廃棄物焼却施設稼働による大気質の短期高濃度の予測結果は、煙突排出ガスにより周辺環境への高濃度の影響が想定される各条件のうち接地逆転層崩壊時が最大となり、二酸化硫黄が0.0124ppm、二酸化窒素が0.0890ppm、塩化水素が0.0055ppmであり、各項目について整合を図るべき基準を満足するものと評価する。また、浮遊粒子状物質については、ダウンウォッシュ時が最大となり0.1094mg/m³と整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-130

(2) 水 質

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>2. 予測 (5) 予測結果 表7-2-2.1 工事中の海域への放流排水に係る計画目標値 (14-74頁に掲載)</p>	7-135	<p>2. 予測 (5) 予測結果 表7-2-2.1 工事中の海域への放流排水に係る計画目標値 (14-75頁に掲載)</p>	7-135
<p>3. 環境保全措置 本事業では、施工時において降雨時の濁水による水質への影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中における雨水等による濁水を防止するため、敷地内全ての雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留する。 ・沈砂池に貯留した雨水は、排水処理設備を設けて適切に処理した後に、海域へ放流する。なお、対象事業実施区域は最終処分場跡地であることから「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に則り、最終処分場からの施設排水に係る基準を遵守する。 ・放流口にpH計、濁度計を設置して水素イオン濃度(pH)、濁度を測定し、問題のないことを確認する。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂池の堆砂を除去する。 ・工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には、造成工事を行わない。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には、必要に応じて貯留量を一時的に確保するための仮側溝や仮沈砂池の設置、造成面や法面へのシート、土嚢による養生等の対策を講じる。 	7-136	<p>3. 環境保全措置 本事業では、施工時において降雨時の濁水による水質への影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p><u>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中における雨水等による濁水を防止するため、敷地内全ての雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留する。 ・沈砂池に貯留した雨水は、排水処理設備を設けて適切に処理した後に、海域へ放流する。なお、対象事業実施区域は最終処分場跡地であることから「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に則り、最終処分場からの施設排水に係る基準を遵守することとし、<u>中和処理、凝集沈殿処理等を行うことが可能な設備を設ける。</u> ・放流口にpH計、濁度計を設置して水素イオン濃度(pH)、濁度を測定し、問題のないことを確認する。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂池の堆砂を除去する。 ・工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には、造成工事を行わない。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には、必要に応じて貯留量を一時的に確保するための仮側溝や仮沈砂池の設置、造成面や法面へのシート、土嚢による養生等の対策を講じる。 	7-136

(3) 騒音

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>3. 環境保全措置</p> <p>予測結果より建設機械稼働による騒音は規制基準を満足するものとなるが、事業者の実行可能な範囲内でできる限り影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用する。 ・周辺地域への騒音伝搬を防止するために、計画地の周辺に仮囲い（高さ3.0m）を設置する。 ・発生騒音が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討する。 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底する。 	7-153	<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、建設機械の稼働による騒音の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用する。 ・周辺地域への騒音伝搬を防止するために、計画地の周辺に仮囲い（高さ3.0m）を設置する。 <p>【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生騒音が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討する。 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底する。 	7-153
<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① 環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法</p> <p>工事の実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用すること ・計画地の周辺に仮囲い（高さ3.0m）を設置すること ・発生騒音が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討すること ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めること ・建設機械の整備、点検を徹底すること ・不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-154	<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① 環境の保全が適切に図られているかの評価</p> <p>工事の実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用すること ・計画地の周辺に仮囲い（高さ3.0m）を設置すること <p>などの環境保全措置を確実に実施することにより、建設機械稼働による敷地境界における騒音レベルの最大値は、解体工事及び埋設廃棄物対策工事時の76デシベルと予測され、予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生騒音が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討すること ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めること ・建設機械の整備、点検を徹底すること ・不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-154
<p>② 環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法</p> <p>建設機械稼働による騒音レベルの予測結果の最大値は、解体工事及び埋設廃棄物対策工事時の76デシベルと予測され、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-154	<p>② 環境基準等と予測結果との比較による評価</p> <p>建設機械稼働による騒音レベルの予測結果の最大値は、解体工事及び埋設廃棄物対策工事時の76デシベルと予測され、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-154

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>3. 環境保全措置</p> <p>予測結果より市道0114号については工事用車両による道路交通騒音の影響は、<u>現況において参考基準値を上回っていることから、予測結果も参考基準値を上回るものとなることに配慮のうえ、事業者の実行可能な範囲でできる限り工事用車両による騒音レベルの増加を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。 ・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。 ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底する。 ・通勤車両台数を減らすために、工事業者に対して工事作業用通勤車両の相乗りを励行する。 	7-166	<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、工事用車両による道路交通騒音の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p><u>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。 <p><u>【予測に反映されていない環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。 ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底する。 ・通勤車両台数を減らすために、工事業者に対して工事作業用通勤車両の相乗りを励行する。 	7-166
<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① <u>環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法</u></p> <p>工事の実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うこと ・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努めること ・エコドライブを徹底すること ・工事用車両の整備、点検を徹底すること ・工事業者に対して工事作業用通勤車両の相乗りを励行すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-167	<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① <u>環境の保全が適切に図られているかの評価</u></p> <p>工事の実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うこと <p><u>などの環境保全措置を確実に実施することにより、工事用車両による騒音レベルの増加量は市道0114号及び一般国道357号で0.0～0.1デシベルと予測され、予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のため</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努めること ・エコドライブを徹底すること ・工事用車両の整備、点検を徹底すること ・工事業者に対して工事作業用通勤車両の相乗りを励行すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-168
<p>② <u>環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法</u></p> <p>工事用車両による道路交通騒音の予測結果は、市道0114号で71.3～71.6デシベル、一般国道357号で60.6～61.7デシベルであり、市道0114号については整合を図るべき基準を超過するものの、工事用車両による騒音レベルの増加分は、市道0114号で0.1デシベル、一般国道357号で0.0～0.1デシベルと少なく、いずれの地点とも周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価する。</p>	7-167	<p>② <u>環境基準等と予測結果との比較による評価</u></p> <p>工事用車両による道路交通騒音の予測結果は、市道0114号で71.3～71.6デシベル、一般国道357号で60.6～61.7デシベルであり、市道0114号については整合を図るべき基準を超過するものの、<u>現況において整合を図るべき基準を上回っているものであり、工事用車両による騒音レベルの増加分は、市道0114号で0.1デシベル、一般国道357号で0.0～0.1デシベルと少なく、いずれの地点とも周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価する。</u></p>	7-168

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>2. 予測</p> <p>(5) 予測結果</p> <p>廃棄物焼却等施設稼働による騒音の予測結果は、表7-2-3.12及び図7-2-3.9に示すとおりである。</p> <p>地上1.2mにおける等騒音レベル線をみると、敷地境界における最大値は、対象事業実施区域の南側において52デシベルであり、<u>参考基準値</u>を下回るものと予測する。</p>	7-175	<p>2. 予測</p> <p>(5) 予測結果</p> <p>廃棄物焼却施設稼働による騒音の予測結果は、表7-2-3.12及び図7-2-3.9に示すとおりである。</p> <p>地上1.2mにおける等騒音レベル線をみると、敷地境界における最大値は、対象事業実施区域の南側において52デシベルであり、<u>計画目標値</u>を下回るものと予測する。</p>	7-175
<p>表7-2-3.12 廃棄物焼却等施設稼働による騒音の予測結果</p> <p>(14-76頁に掲載)</p>	7-175	<p>表7-2-3.12 廃棄物焼却施設稼働による騒音の予測結果</p> <p>(14-77頁に掲載)</p>	7-175
<p>3. 環境保全措置</p> <p>(1) <u>計画段階で配慮した環境保全措置</u></p> <p>本事業では、廃棄物焼却等施設稼働による騒音の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の伝搬を防止するために、処理設備は建屋内に配置する。 ・外部への騒音の漏洩防止のために、工場棟の出入口にはシャッターを設けて可能な限り閉止する。 ・空気圧縮機、誘引通風機、蒸気タービン等は、内側に吸音処理を施した独立部屋に収納する。 <p>(2) <u>調査及び予測の結果に基づき実施する環境保全措置</u></p> <p><u>予測結果より廃棄物焼却等施設の稼働による騒音は規制基準を満足するものとなるが、事業者の実行可能な範囲内でできる限り影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器類は、低騒音型機器の採用に努める。 ・設備機器の整備、点検を徹底する。 	7-177	<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、廃棄物焼却施設稼働による騒音の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p><u>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の伝搬を防止するために、処理設備は建屋内に配置する。 ・外部への騒音の漏洩防止のために、工場棟の出入口にはシャッターを設けて可能な限り閉止する。 ・空気圧縮機、誘引通風機、蒸気タービン等は、内側に吸音処理を施した独立部屋に収納する。 <p><u>【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器類は、低騒音型機器の採用に努める。 ・設備機器の整備、点検を徹底する。 	7-177
<p>表 7-2-3.13 廃棄物焼却等施設稼働による騒音に係る整合を図るべき基準</p> <p>(14-78 頁に掲載)</p>	7-178	<p>表 7-2-3.13 廃棄物焼却施設稼働による騒音に係る整合を図るべき基準</p> <p>(14-79 頁に掲載)</p>	7-178

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>4. 評価 (2) 評価の結果 ① <u>環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法</u> 新工場の供用に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理設備は建屋内に配置すること ・ 工場棟の出入口にはシャッターを設けて可能な限り閉止すること ・ 空気圧縮機、誘引通風機、蒸気タービン等は、内側に吸音処理を施した独立部屋に収納すること ・ 設備機器類は、低騒音型機器の採用に努めること ・ 設備機器の整備、点検を徹底すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-178	<p>4. 評価 (2) 評価の結果 ① <u>環境の保全が適切に図られているかの評価</u> 新工場の供用に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理設備は建屋内に配置すること ・ 工場棟の出入口にはシャッターを設けて可能な限り閉止すること ・ 空気圧縮機、誘引通風機、蒸気タービン等は、内側に吸音処理を施した独立部屋に収納すること <p><u>などの環境保全措置を確実に実施することにより、廃棄物焼却施設稼働による騒音の予測結果の最大値は52デシベルと予測され、予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のため</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備機器類は、低騒音型機器の採用に努めること ・ 設備機器の整備、点検を徹底すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-178
<p>② <u>環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法</u> 廃棄物焼却等施設稼働による騒音の予測結果の最大値は、対象事業実施区域の南側において52デシベルであり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-178	<p>② <u>環境基準等と予測結果との比較による評価</u> 廃棄物焼却施設稼働による騒音の予測結果の最大値は、対象事業実施区域の南側において52デシベルであり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-178

(4) 振 動

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>3. 環境保全措置</p> <p>予測結果より建設機械稼働による振動の影響は規制基準を満足するものとなるが、事業者の実行可能な範囲内でできる限り影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生振動が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討する。 建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	7-193	<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、建設機械の稼働による振動の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p>【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生振動が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討する。 建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	7-193
<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① 環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法</p> <p>工事の実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生振動が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討すること 建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めること 建設機械の整備、点検を徹底すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-193	<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① 環境の保全が適切に図られているかの評価</p> <p>工事の実施にあたっては、予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のため</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生振動が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討すること 建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めること 建設機械の整備、点検を徹底すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-193
<p>② 環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法</p> <p>建設機械稼働による振動レベルの予測結果の最大値は、新設工事時の70デシベルと予測され、整合を図る基準を満足するものと評価する。</p>	7-193	<p>② 環境基準等と予測結果との比較による評価</p> <p>建設機械稼働による振動レベルの予測結果の最大値は、新設工事時の70デシベルと予測され、整合を図る基準を満足するものと評価する。</p>	7-193
<p>3. 環境保全措置</p> <p>予測結果より工事用車両による道路交通振動は参考基準値を下回るものとなるが、事業者の実行可能な範囲内でできる限り影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。 工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。 急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。 工事用車両の整備、点検を徹底する。 通勤車両台数を減らすために、工事業者に対して工事業者通勤車両の相乗りを励行する。 	7-204	<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、工事用車両による道路交通振動の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。 <p>【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。 急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。 工事用車両の整備、点検を徹底する。 通勤車両台数を減らすために、工事業者に対して工事業者通勤車両の相乗りを励行する。 	7-204

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① 環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法</p> <p>工事の実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うこと ・ 工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努めること ・ 急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底すること ・ 工事用車両の整備、点検を徹底すること ・ 通勤車両台数を減らすために、工事業者に対して工事作業用通勤車両の相乗りを励行すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-205	<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① 環境の保全が適切に図られているかの評価</p> <p>工事の実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うこと <p><u>などの環境保全措置を確実に実施することにより、工事用車両による振動レベルの増加量は市道0114号及び一般国道357号で0.1デシベルと予測され、予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のため、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努めること ・ 急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底すること ・ 工事用車両の整備、点検を徹底すること ・ 通勤車両台数を減らすために、工事業者に対して工事作業用通勤車両の相乗りを励行すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-205
<p>② 環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法</p> <p>工事用車両による道路交通振動の予測結果は、市道0114号で49.3～49.5デシベル、一般国道357号で49.4～49.9デシベルであり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-205	<p>② 環境基準等と予測結果との比較による評価</p> <p>工事用車両による道路交通振動の予測結果は、市道0114号で49.3～49.5デシベル、一般国道357号で49.4～49.9デシベルであり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-205
<p>2. 予測</p> <p>(5) 予測結果</p> <p>廃棄物焼却等施設稼働による振動の予測結果は、表7-2-4.11及び図7-2-4.8に示すとおりである。</p> <p>等振動レベル線を見ると、敷地境界における最大値は、対象事業実施区域の南側において45デシベルであり、<u>参考基準値</u>を満足するものと予測する。</p>	7-211	<p>2. 予測</p> <p>(5) 予測結果</p> <p>廃棄物焼却等施設稼働による振動の予測結果は、表7-2-4.11及び図7-2-4.8に示すとおりである。</p> <p>等振動レベル線を見ると、敷地境界における最大値は、対象事業実施区域の南側において45デシベルであり、<u>計画目標値</u>を満足するものと予測する。</p>	7-211
<p>表7-2-4.11 廃棄物焼却等施設稼働による振動の予測結果 (14-80頁に掲載)</p>	7-211	<p>表7-2-4.11 廃棄物焼却等施設稼働による振動の予測結果 (14-81頁に掲載)</p>	7-211
<p>3. 環境保全措置</p> <p>(1) 計画段階で配慮した環境保全措置</p> <p>本事業では、廃棄物焼却等施設稼働による振動の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘引通風機、蒸気タービン等の振動の著しい設備機器は、基礎構造を強固にする。 <p>(2) 調査及び予測の結果に基づいて実施する環境保全措置</p> <p><u>予測結果より廃棄物焼却等施設稼働による振動は、規制基準を満足するものとなるが、事業者の実行可能な範囲内でできる限り影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備機器類は、低振動型機器の採用に努める。 ・ 主要な振動発生機器には、必要に応じて基礎部への防振ゴム設置等の防振対策を施す。 ・ 設備機器の整備、点検を徹底する。 	7-213	<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、廃棄物焼却等施設稼働による振動の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p><u>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘引通風機、蒸気タービン等の振動の著しい設備機器は、基礎構造を強固にする。 <p><u>【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備機器類は、低振動型機器の採用に努める。 ・ 主要な振動発生機器には、必要に応じて基礎部への防振ゴム設置等の防振対策を施す。 ・ 設備機器の整備、点検を徹底する。 	7-213

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
表 7-2-4.12 廃棄物焼却等施設稼働による振動に係る整合を図るべき基準 (14-82 頁に掲載)	7-213	表 7-2-4.12 廃棄物焼却施設稼働による振動に係る整合を図るべき基準 (14-83 頁に掲載)	7-213
4. 評価 (2) 評価の結果 ① <u>環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法</u> 新工場の供用に際しては、 ・設備機器類は、低振動型機器の採用に努めること ・誘引通風機、蒸気タービン等の振動の著しい設備機器は、基礎構造を強固にすること ・主要な振動発生機器には、必要に応じて基礎部への防振ゴム設置等の防振対策を施すこと ・設備機器の整備、点検を徹底すること などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。	7-214	4. 評価 (2) 評価の結果 ① <u>環境の保全が適切に図られているかの評価</u> 新工場の供用に際しては、 ・誘引通風機、蒸気タービン等の振動の著しい設備機器は、基礎構造を強固にすること <u>などの環境保全措置を確実に実施することにより、廃棄物焼却施設稼働による振動の予測結果の最大値は45デシベルと予測され、予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のため、</u> ・設備機器類は、低振動型機器の採用に努めること ・主要な振動発生機器には、必要に応じて基礎部への防振ゴム設置等の防振対策を施すこと ・設備機器の整備、点検を徹底すること などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。	7-214
② <u>環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法</u> 廃棄物焼却等施設稼働による振動の予測結果の最大値は、対象事業実施区域の南側において45デシベルであり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。	7-214	② <u>環境基準等と予測結果との比較による評価</u> 廃棄物焼却施設稼働による振動の予測結果の最大値は、対象事業実施区域の南側において45デシベルであり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。	7-214

(5) 悪 臭

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、廃棄物焼却等施設稼働による悪臭の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の保管場所、処理設備を建屋内に配置する。 ・ 搬入や荷下ろしの作業を屋内で行う。 ・ プラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断する。 ・ ごみピット、プラットホームは、常に負圧を保つことで外部への臭気の漏洩を防ぐ。 ・ ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。 ・ 休炉時の悪臭防止対策として、活性炭を用いた脱臭装置を設置する。 ・ プラットホーム及びごみピットには、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧する。 	7-226	<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、廃棄物焼却施設稼働による悪臭の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p><u>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の保管場所、処理設備を建屋内に配置する。 ・ 搬入や荷下ろしの作業を屋内で行う。 ・ プラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断する。 ・ ごみピット、プラットホームは、常に負圧を保つことで外部への臭気の漏洩を防ぐ。 ・ ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。 ・ 休炉時の悪臭防止対策として、活性炭を用いた脱臭装置を設置する。 ・ プラットホーム及びごみピットには、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧する。 	7-226
<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p><u>① 環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法</u></p> <p>新工場の供用に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の保管場所、処理設備等を建屋内に配置すること ・ 搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うこと ・ プラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断すること ・ ごみピット、プラットホーム等は、常に負圧を保つこと ・ ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行うこと ・ 休炉時の悪臭防止対策として、活性炭を用いた脱臭装置を設置すること ・ プラットホーム及びごみピットには、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-227	<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p><u>① 環境の保全が適切に図られているかの評価</u></p> <p>新工場の供用に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の保管場所、処理設備等を建屋内に配置すること ・ 搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うこと ・ プラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断すること ・ ごみピット、プラットホーム等は、常に負圧を保つこと ・ ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行うこと ・ 休炉時の悪臭防止対策として、活性炭を用いた脱臭装置を設置すること ・ プラットホーム及びごみピットには、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-227

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>② <u>環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法</u></p> <p>ア 廃棄物焼却等施設に搬入・貯留される廃棄物の影響</p> <p>廃棄物焼却等施設に搬入・貯留される廃棄物の影響による敷地境界での特定悪臭物質の濃度は、悪臭防止法に基づく規制基準を満足し、臭気濃度は10未満となり、大部分の地域住民が日常生活において感知する以外の臭気を感じない程度になるものと予測され、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p> <p>イ 廃棄物焼却等施設稼働（煙突排出ガス）による影響</p> <p>廃棄物焼却等施設稼働による臭気濃度及びアンモニア（特定悪臭物質）の最大着地濃度の予測結果は、臭気濃度が10未満、アンモニアが0.1ppm未満であり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-227	<p>② <u>環境基準等と予測結果との比較による評価</u></p> <p>ア 廃棄物焼却施設に搬入・貯留される廃棄物の影響</p> <p>廃棄物焼却施設に搬入・貯留される廃棄物の影響による敷地境界での特定悪臭物質の濃度は、悪臭防止法に基づく規制基準を満足し、臭気濃度は10未満となり、大部分の地域住民が日常生活において感知する以外の臭気を感じない程度になるものと予測され、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p> <p>イ 廃棄物焼却施設稼働（煙突排出ガス）による影響</p> <p>廃棄物焼却施設稼働による臭気濃度及びアンモニア（特定悪臭物質）の最大着地濃度の予測結果は、臭気濃度が10未満、アンモニアが0.1ppm未満であり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-227

(6) 土 壤

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>1. 調査</p> <p>(6) 調査結果</p> <p>① 土壌汚染の状況</p> <p>ア. 土壌の状況</p> <p>(ア) 廃棄物調査</p> <p>表7-2-6.2 廃棄物組成の割合及び熱灼減量 (14-84頁に掲載)</p>	7-233	<p>1. 調査</p> <p>(6) 調査結果</p> <p>① 土壌汚染の状況</p> <p>ア. 土壌の状況</p> <p>(ア) 廃棄物調査</p> <p>表7-2-6.2 廃棄物組成の割合及び熱灼減量 (14-85頁に掲載)</p>	7-233
<p>(ウ) 土壌汚染状況調査</p> <p>土壌汚染状況調査は、廃棄物層も含め、図7-2-6.2に示すとおり深度方向についても調査を行った。地点及び深度ごとの土壌汚染対策法に基づく指定区域の基準の超過項目、は表7-2-6.4(1)、(2)に示すとおりである。</p> <p>溶出量及び含有量調査結果は、鉛、砒素、ふっ素の溶出量及び鉛の含有量について、土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準を超過する地点がみられた。このうち、鉛については<u>廃棄物層の影響が考えられ、その下層についても廃棄物の影響を受けている可能性が高いと考えられる。また、砒素及びふっ素については、自然的原因との複合要因によるものと考えられる。</u></p> <p>また、地点aの廃棄物層において、ダイオキシン類の土壌に係る環境基準を超過していた。</p> <p>各地点の詳細な調査結果を表7-2-6.5(1)～(6)に示す。</p>	7-235	<p>(ウ) 土壌汚染状況調査</p> <p>土壌汚染状況調査は、廃棄物層も含め、図7-2-6.2に示すとおり深度方向についても調査を行った。地点及び深度ごとの土壌汚染対策法に基づく指定区域の基準の超過項目、は表7-2-6.4(1)、(2)に示すとおりである。</p> <p>溶出量及び含有量調査結果では、鉛、砒素、ふっ素の溶出量及び鉛の含有量について、土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準を超過する地点がみられた。また、地点aの廃棄物層において、ダイオキシン類の土壌に係る環境基準を超過していた。</p> <p>このうち、鉛については、<u>主に廃棄物層で基準値を超過していることから、汚染原因は廃棄物層の可能性が高いと考えられる。一方、砒素及びふっ素については、廃棄物層及び廃棄物層直下で基準値を超過しているものの、溶出量に局在性や下層へ向うほど濃度が低くなるといった傾向が認められない。また、土壌汚染対策法で汚染の自然由来の判断材料の一つとして用いられている第2溶出量基準を超過するものではないことから、砒素及びふっ素の汚染原因として、廃棄物層の影響は否定できないが、自然的要因の可能性が高いと考えられる。</u></p> <p>各地点の詳細な調査結果を表7-2-6.5(1)～(6)に示す。</p>	7-235

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>2. 予測 (4) 予測手法 ③ 予測条件 ア. 埋設廃棄物対策 (イ) 工事概要 <u>施設の新設工事に先立ち、土地の改変に伴う水平方向の汚染拡散防止対策として、図7-2-6.6に示すとおり、対象事業実施区域の周囲に鉛直遮水工を施す。また、鉛直方向の汚染拡散防止対策として難透水層までケーシングを設置し、中の土壌をすべて除去した後、不透水材を充填し杭施工を行う。</u> <u>工事にあたっては、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(平成17年6月、環境省)、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」(平成24年8月、環境省)等に基づき、適切な対策を講じる計画である。</u></p> <p>図7-2-6.6 鉛直遮水工設置イメージ(断面) (14-86頁に掲載)</p>	7-257	<p>2. 予測 (4) 予測手法 ③ 予測条件 ア. 埋設廃棄物対策 (イ) 工事概要 <u>土地の改変に伴う水平方向及び鉛直方向の汚染拡散防止対策のイメージは、図7-2-6.6に示すとおりである。</u> <u>工事にあたっては、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(平成17年6月、環境省)、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」(平成24年8月、環境省)等に基づき、適切な対策を講じる計画である。</u></p> <p>図7-2-6.6 鉛直遮水壁及び杭工事イメージ(断面) (14-87頁に掲載)</p> <p><u>本事業では、水平方向の汚染防止対策として、施設の新設工事に先立ち、対象事業実施区域の周囲に鉛直遮水壁を設置する。鉛直遮水壁は、約15mから20mの深度に位置する難透水層(第一粘性土層)まで設置する。</u> <u>また、下位帯水層まで杭を打設する場合には、鉛直方向の汚染防止対策として、地下水を遮断するため難透水層までケーシングを設置し、ケーシング内の土壌を除去した後、不透水剤を充填し、下位帯水層までの杭施工を行う。施工手順のイメージは、図7-2-6.7に示すとおりである。</u></p> <p>図7-2-6.7 下位帯水層までの杭打設イメージ (7-258頁参照)</p>	7-257
<p>(ウ) 濁水処理対策 工事中における雨水等による濁水を防止するため、敷地内全ての雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留する。沈砂池に貯留した雨水は、排水処理設備を設けて適切に処理した後、海域へ放流する計画である。 放流水質については、対象事業実施区域は最終処分場跡地であることから「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に則り、表7-2-6.9に示す最終処分場からの施設排水に係る基準を遵守することとする。また、放流時には、水素イオン濃度(pH)、濁度を測定し、問題のないことを確認する。</p>	7-257	<p>(ウ) 濁水処理対策 工事中における雨水等による濁水を防止するため、敷地内全ての雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留する。沈砂池に貯留した雨水は、排水処理設備を設けて適切に処理した後、海域へ放流する計画である。 放流水質については、対象事業実施区域は最終処分場跡地であることから「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に則り、表7-2-6.9に示す最終処分場からの施設排水に係る基準を遵守することとし、<u>中和処理、凝集沈殿処理等を行うことが可能な設備を設ける計画である。</u>また、放流時には、水素イオン濃度(pH)、濁度を測定し、問題のないことを確認する。</p>	7-258
<p>表7-2-6.9 工事中の海域への放流排水に係る計画目標値 (14-88頁に掲載)</p>	7-258	<p>表7-2-6.9 工事中の海域への放流排水に係る計画目標値 (14-89頁に掲載)</p>	7-259

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>オ. 埋設廃棄物処理対策 掘削した埋設廃棄物は、場外へ搬出する。 処分については、以下に示す環境保全対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削した廃棄物等は、風雨等により飛散することがないように、ポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバック等で保管する。 ・場外搬出にあたっては、廃棄物処理法に基づき適正に処分する。 	2-259	<p>オ. 埋設廃棄物処理対策 掘削した埋設廃棄物は、場外へ搬出し、管理型処分場で処分する。 処理にあたっては、管理番号を付帯した一定の搬出量ごとに必要な検査を実施し、管理番号・種類・有害物質濃度等を整理した識別表等を用いることとし、風雨等により飛散することがないように、ポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバック等で保管するなど、仮置き時、運搬時を通じて適切な管理を行う。</p> <p>なお、掘削した土壌及び埋設廃棄物の区分は、廃棄物の混入がみられないものは土壌、それ以外は廃棄物として取り扱うものとし、目視により確認を行う。</p>	2-260
<p>(5) 予測結果 本事業では工事の実施にあたって、造成工事、基礎工事等に伴い埋立地の掘削、杭の打設、土壌の運搬等を行うことから、これによる土壌や地下水への影響が考えられる。</p> <p>これに対して本事業では、土壌汚染対策法及び廃棄物処理法に基づき、汚染土壌や地下水、埋設廃棄物に関して今後必要な調査を実施するとともに、同法に基づき適切な対策を講じる計画である。</p> <p>具体的には、施設の新設工事に先立ち、工事の掘削深さよりも深い位置にある難透水層(地表から15~20m)まで鉛直遮水工を施し、水平方向への拡散を防止するとともに、鉛直方向の汚染拡散防止対策として難透水層までケーシングを設置し、中の土壌をすべて除去した後、不透水材を充填し杭施工を行う計画であり、土地の改変に伴う埋設廃棄物等による水平方向及び鉛直方向の影響を防止する計画である。</p> <p>また、事業実施区域から発生する排水については、敷地内全ての雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留し、排水処理設備を設けて適切に処理したのちに、海域へ放流する計画であり、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に則り、最終処分場からの施設排水に係る基準を遵守する。</p> <p>掘削した土壌については、場内での埋戻しや場外搬出を行う計画としており、<u>土壌汚染対策法に基づき適切に対応する計画としている</u>。なお、掘削した埋設廃棄物については、場外へ搬出する計画としており、廃棄物処理法に基づき適正に処分する。</p> <p>以上のことから、本事業の実施に伴う土壌汚染、地下水汚染の影響はないものと予測する。</p>	7-260	<p>(5) 予測結果 本事業では工事の実施にあたって、造成工事、基礎工事等に伴い埋立地の掘削、杭の打設、土壌の運搬等を行うことから、これによる土壌や地下水への影響が考えられる。</p> <p>これに対して本事業では、土壌汚染対策法及び廃棄物処理法に基づき、汚染土壌や地下水、埋設廃棄物に関して今後必要な調査を実施するとともに、同法に基づき適切な対策を講じる計画である。</p> <p>具体的には、施設の新設工事に先立ち、工事の掘削深さよりも深い位置にある難透水層(地表から約15~20m)まで鉛直遮水工を施し、水平方向への拡散を防止するとともに、鉛直方向の汚染拡散防止対策として難透水層までケーシングを設置し、中の土壌をすべて除去した後、不透水材を充填し杭施工を行う計画であり、土地の改変に伴う埋設廃棄物等による水平方向及び鉛直方向の影響を防止する計画である。</p> <p>また、事業実施区域から発生する排水については、敷地内全ての雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留し、排水処理設備を設けて適切に処理したのちに、海域へ放流する計画であり、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に則り、最終処分場からの施設排水に係る基準を遵守する。</p> <p>掘削した土壌については、場内での埋戻しや場外搬出を行う計画としており、<u>必要な検査を実施のうえ特定有害物質の種類及び濃度によって区分し、仮置き時、運搬時においては区分毎に適正な管理を実施し、土壌汚染対策法に基づく浄化施設で適切に処理する</u>。なお、掘削した埋設廃棄物については、場外へ搬出する計画としており、廃棄物処理法に基づき適正に処分する。</p> <p>以上のことから、本事業の実施に伴う土壌汚染、地下水汚染の影響はないものと予測する。</p>	7-261

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、工事に伴う土壌や地下水への影響を防止するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の改変に伴う埋設廃棄物による水平方向及び鉛直方向の影響を防止するため、鉛直遮水工及びケーシングを用いた杭工法を組合せた施工を行う。 ・工事中における雨水による濁水を防止するため、敷地内全ての雨水を沈砂池に集水し、排水処理設備を設けて適切に処理した後に、海域へ放流する。 ・掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、必要に応じて散水、シート掛け、覆土等を行う。 ・仮置きした際の地下浸透を防止するため、必要に応じて遮水シート等による養生を行う。 ・掘削した廃棄物等は、風雨等により飛散することがないように、ポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバック等で保管する。 ・場外搬出にあたっては、土壌汚染対策法に基づき適正に対応する。 ・工事の実施に伴う影響を監視するため、地下埋設廃棄物層の外周部にある既存井戸において地下水質のモニタリングを行う。 ・工事の実施にあたっては事前調査を行い、可燃性ガス等対策を講ずる必要があると判断した場合は、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づき作業環境濃度の監視や換気対策を行う。 	7-261	<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、工事に伴う土壌や地下水への影響を防止するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p><u>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の改変に伴う埋設廃棄物による水平方向及び鉛直方向の影響を防止するため、鉛直遮水工及びケーシングを用いた杭工法を組合せた施工を行う。 ・工事中における雨水による濁水を防止するため、敷地内全ての雨水を沈砂池に集水し、排水処理設備を設けて適切に処理した後に、海域へ放流する。 ・場外搬出にあたっては、土壌汚染対策法に基づき適正に対応する。 <p><u>【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、必要に応じて散水、シート掛け、覆土等を行う。 ・仮置きした際の地下浸透を防止するため、必要に応じて遮水シート等による養生を行う。 ・掘削した廃棄物等は、風雨等により飛散することがないように、ポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバック等で保管する。 ・工事の実施に伴う影響を監視するため、地下埋設廃棄物層の外周部にある既存井戸付近において地下水質のモニタリングを行う。 ・工事の実施にあたっては事前調査を行い、可燃性ガス等対策を講ずる必要があると判断した場合は、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づき作業環境濃度の監視や換気対策を行う。 	7-263

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① <u>環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法</u></p> <p>工事の実施にあたっては、土地の改変に伴う汚染土壌、地下水及び埋設廃棄物による水平方向及び鉛直方向の影響を防止するため、鉛直遮水工及びケーシングを用いた杭工法を組合せた施工を行う計画としている。また、対象事業実施区域からの排水や土壌の仮置き、場外への運搬等にあたっては、土壌汚染対策法で定められる各種ガイドライン等に基づき適切な保全対策を行い、周辺に影響を及ぼすことがないよう配慮することから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-262	<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① <u>環境の保全が適切に図られているかの評価</u></p> <p>工事の実施にあたっては、土地の改変に伴う汚染土壌、地下水及び埋設廃棄物による水平方向及び鉛直方向の影響を防止するため、鉛直遮水工及びケーシングを用いた杭工法を組合せた施工を行う計画としている。また、対象事業実施区域からの排水や土壌の仮置き、場外への運搬等にあたっては、土壌汚染対策法で定められる各種ガイドライン等に基づき適切な保全対策を行い、周辺に影響を及ぼすことがないよう配慮するほか、<u>予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のため</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、必要に応じて散水、シート掛け、覆土等を行うこと ・仮置きした際の地下浸透を防止するため、必要に応じて遮水シート等による養生を行うこと ・掘削した廃棄物等は、風雨等により飛散することがないように、ポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバック等で保管すること ・工事の実施に伴う影響を監視するため、地下埋設廃棄物層の外周部にある既存井戸付近において地下水質のモニタリングを行うこと ・工事の実施にあたっては事前調査を行い、可燃性ガス等対策を講ずる必要があると判断した場合は、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づき作業環境濃度の監視や換気対策を行うこと <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-264
<p>② <u>環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法</u></p> <p>対象事業実施区域における現地調査結果では、土壌については、鉛、砒素、ふっ素の溶出量及び鉛の含有量が土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準を超過する地点がみられ、廃棄物層の一部の地点でダイオキシン類の環境基準を超過していた。また、地下水については、鉛、ふっ素、ほう素及びダイオキシン類について環境基準を超過する地点があった。</p> <p>これに対して、本事業では土壌汚染対策法に基づき適切な保全対策を行い、周辺に影響を及ぼすことがないよう配慮する計画であり、対象事業実施区域外への拡散はないことから、周辺地域に対して環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法の環境基準の確保のための支障となることはない。したがって、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-262	<p>② <u>環境基準等と予測結果との比較による評価</u></p> <p>対象事業実施区域における現地調査結果では、土壌については、鉛、砒素、ふっ素の溶出量及び鉛の含有量が土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準を超過する地点がみられ、廃棄物層の一部の地点でダイオキシン類の環境基準を超過していた。また、地下水については、鉛、ふっ素、ほう素及びダイオキシン類について環境基準を超過する地点があった。</p> <p>これに対して、本事業では土壌汚染対策法に基づき適切な保全対策を行い、周辺に影響を及ぼすことがないよう配慮する計画であり、対象事業実施区域外への拡散はないことから、周辺地域に対して環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法の環境基準の確保のための支障となることはない。したがって、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>	7-264

(7) 植物

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>3. 環境保全措置</p> <p><u>(1) 計画段階で配慮した環境保全措置</u> 「船橋市環境共生まちづくり条例」の緑地確保基準では、工業専用地域の工場（500m²以上）に対する緑地設置面積は12%以上と定められており、本事業ではこれに準じた緑化に努める計画である。工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保することにより、景観面の配慮を行う。さらに、生育が良好な既存の樹木を極力保全する計画である。</p> <p>また、植栽する樹種は、計画地の立地条件を考慮して適切な樹種の選定に努めるものとする。</p> <p><u>(2) 調査及び予測の結果に基づき実施する環境保全措置</u> 調査及び予測の結果、追加で実施する保全措置は必要ないものと考えられた。</p>	7-289	<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、工事の実施及び廃棄物焼却施設の存在による植物への影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「船橋市環境共生まちづくり条例」の緑地確保基準では、工業専用地域の工場（500m²以上）に対する緑地設置面積は12%以上と定められており、本事業ではこれに準じた緑化に努める。 ・工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保することにより、景観面の配慮を行う。 ・生育が良好な既存の樹木を極力保全する。 ・植栽する樹種は、計画地の立地条件を考慮して適切な樹種の選定に努める。 	2-291

(8) 動物

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>1. 調査</p> <p>(6) 調査結果</p> <p>③ 重要な種の状況</p> <p>イ. 哺乳類</p> <p>文献調査、予備調査、現地調査により調査地域で確認されている種のうち重要な種に該当する哺乳類はなかった。</p>	7-298	<p>1. 調査</p> <p>(6) 調査結果</p> <p>③ 重要な種の状況</p> <p>イ. 哺乳類</p> <p>文献調査、予備調査、現地調査により調査地域で確認されている種のうち重要な種に該当する哺乳類はなかった。</p> <p>なお、現地調査で確認したコウモリ類は、飛翔個体の目撃及びバッドディテクターにより40kHz前後の周波数を受信したものであり、調査地点の環境からアブラコウモリの可能性が高いと考えられることから、重要な種に含めていない。</p>	7-300
<p>3. 環境保全措置</p> <p><u>(1) 計画段階で配慮した環境保全措置</u> 「船橋市環境共生まちづくり条例」の緑地確保基準では、工業専用地域の工場（500m²以上）に対する緑地設置面積は12%以上と定められており、本事業ではこれに準じた緑化に努める計画である。工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保することにより、景観面の配慮を行う。さらに、生育が良好な既存の樹木を極力保全する計画である。</p> <p>また、植栽する樹種は、計画地の立地条件を考慮して適切な樹種の選定に努める。</p> <p><u>(2) 調査及び予測の結果に基づき実施する環境保全措置</u> 調査及び予測の結果から追加で実施する環境保全措置は必要ないものと考えられた。</p>	7-330	<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、工事の実施及び廃棄物焼却施設の存在による動物への影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「船橋市環境共生まちづくり条例」の緑地確保基準では、工業専用地域の工場（500m²以上）に対する緑地設置面積は12%以上と定められており、本事業ではこれに準じた緑化に努める。 ・工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保する。 ・生育が良好な既存の樹木を極力保全する。 ・植栽する樹種は、計画地の立地条件を考慮して適切な樹種の選定に努める。 	7-332

(9) 景 観

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
1. 調査 (3) 調査地点 表7-2-9.1 景観調査地点 (主要な眺望点) (14-90頁に掲載)	7-332	1. 調査 (3) 調査地点 表7-2-9.1 景観調査地点 (主要な眺望点) (14-91頁に掲載)	7-334
図7-2-9.1 景観調査地点 (主要な眺望点) (14-92頁に掲載)	7-333	図7-2-9.1 景観調査地点 (主要な眺望点) (14-93頁に掲載)	7-335
(5) 調査期間 季節により景観の状況が異なることを考慮し、調査期間は着葉季及び落葉季の2季とし、以下に示す期間に実施した。 ・着葉季：平成25年8月14日(水) ・落葉季：平成25年12月25日(水)	7-334	(5) 調査期間 地点A～地点Dの4地点については、季節により景観の状況が異なることを考慮し、調査期間は着葉季及び落葉季の2季とし、以下に示す期間に実施した。 ・着葉季：平成25年8月14日(水) ・落葉季：平成25年12月25日(水) また、地点E～地点Iの5地点については、落葉季の1季とし、以下に示す期間に実施した。 ・落葉季：平成26年12月3日(水)	7-336
(6) 調査結果 ① 主要な眺望点及び眺望景観の状況 表7-2-9.2 眺望点の利用状況及び眺望の状況 (14-94頁に掲載)	7-335	(6) 調査結果 ① 主要な眺望点及び眺望景観の状況 表7-2-9.2 眺望点の利用状況及び眺望の状況 (14-95頁に掲載)	7-337
—	—	写7-2-9.5 眺望点E(茜浜緑道突端部)(画角：50mm相当) 写7-2-9.6 眺望点F(塩浜地区展望施設)(画角：50mm相当) 写7-2-9.7 眺望点G(墓地公園付近護岸部)(画角：50mm相当) 写7-2-9.8 眺望点H(市道第09-001号線歩道上)(画角：35mm相当) 写7-2-9.9 眺望点I(船橋海浜公園バス停付近)(画角：35mm相当) (7-339頁参照)	7-339
② 地域の景観の特性 表7-2-9.3 地域の景観特性 (14-96頁に掲載)	7-337	② 地域の景観の特性 表7-2-9.3 地域の景観特性 (14-97頁に掲載)	7-340
2. 予測 (5) 予測結果 ① 主要な眺望点の眺望景観の変化 ア. 眺望点A(ふなばし三番瀬海浜公園 東側) ふなばし三番瀬海浜公園と公園の樹木の奥に、新工場の煙突が視認される。現況と比較して建屋や煙突までの距離が短くなるものの、大部分は樹木により遮られるため、眺望景観の変化は小さい。また、現況でも既存工場の煙突と建屋の一部が視認されており、景観構成要素は変化しない。船橋市景観計画等を踏まえて、水辺を意識した白と青を基調とした色彩とすることにより、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった周辺地域の景観特性と調和の図られたものとなると予測する。 着葉季と落葉季では、草地の色合いが変化するものの、公園の樹木が常緑樹であるため、見通しは変わらない。	7-339	2. 予測 (5) 予測結果 ① 主要な眺望点の眺望景観の変化 ア. 眺望点A(ふなばし三番瀬海浜公園 東側) ふなばし三番瀬海浜公園と公園の樹木の奥に、新工場の煙突が視認される。現況と比較して建屋や煙突までの距離が短くなるものの、大部分は樹木により遮られるため、眺望景観の変化は小さい。また、現況でも既存工場の煙突と建屋の一部が視認されており、景観構成要素は変化しない。船橋市景観計画等を踏まえて、彩度の低い黄赤系の色彩を用いて、落ち着いたものとする。ことにより、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった周辺地域の景観特性と調和の図られたものとなると予測する。 着葉季と落葉季では、草地の色合いが変化するものの、公園の樹木が常緑樹であるため、見通しは変わらない。	7-342

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>イ. 眺望点B(ふなばし三番瀬海浜公園 西側) ふなばし三番瀬海浜公園の樹木や野球場の奥に、新工場が視認される。近景であり、現況と比較して建屋や煙突までの距離が短くなることから眺望景観の変化が生じるものの、<u>圧迫感を軽減するため、長大な壁面が生じないようデザイン性のあるものとしている。</u>なお、現況で既存工場の煙突と建屋の一部が視認されており、景観構成要素は変化しない。 着葉季と落葉季では、草地の色合いが変化するものの、公園の樹木が常緑樹であるため、見通しは変わらない。</p>	7-339	<p>イ. 眺望点B(ふなばし三番瀬海浜公園 西側) ふなばし三番瀬海浜公園の樹木や野球場の奥に、新工場が視認される。近景であり、現況と比較して建屋や煙突までの距離が短くなることから眺望景観の変化が生じるものの、<u>建物の低層部に着彩し圧迫感を軽減するよう配慮している。</u>なお、現況で既存工場の煙突と建屋の一部が視認されており、景観構成要素は変化しない。 着葉季と落葉季では、草地の色合いが変化するものの、公園の樹木が常緑樹であるため、見通しは変わらない。</p>	7-342
<p>ウ. 眺望点C(二俣新町駅) 工場や物流倉庫等の間に、新工場の煙突と建屋の一部が視認される。現況で既存工場の煙突が視認されており、景観構成要素は変化しない。現況と比較して、煙突の位置が右側に移動し、既存工場では視認されない建屋上部の一部が視認されるものの、<u>ごく小さく見える程度であり、また白と青を基調とした色彩は周辺の工場や物流倉庫に溶け込んでいる</u>ことから、眺望景観の変化は小さいものと予測する。</p>	7-339	<p>ウ. 眺望点C(二俣新町駅) 工場や物流倉庫等の間に、新工場の煙突と建屋の一部が視認される。現況で既存工場の煙突が視認されており、景観構成要素は変化しない。現況と比較して、煙突の位置が右側に移動し、既存工場では視認されない建屋上部の一部が視認されるものの、<u>ごく小さく見える程度であり、彩度の低い落ち着いた色彩は周辺の工場や物流倉庫に溶け込んでいる</u>ことから、眺望景観の変化は小さいものと予測する。</p>	7-342
<p>エ. 眺望点D(日の出北公園) 工事中のため設置されている柵の上部に見える、対岸の物流施設等の間に新工場の煙突と建屋の一部が視認される。現況で既存工場の煙突が視認されており、景観構成要素は変化しない。遠景であるためごく小さく視認される程度であり、<u>また白と青を基調とした色彩は周辺の工場や物流倉庫に溶け込んでいる</u>ことから、眺望景観の変化は小さいものと予測する。</p>	7-339	<p>エ. 眺望点D(日の出北公園) 工事中のため設置されている柵の上部に見える、対岸の物流施設等の間に新工場の煙突と建屋の一部が視認される。現況で既存工場の煙突が視認されており、景観構成要素は変化しない。遠景であるためごく小さく視認される程度であり、<u>彩度の低い落ち着いた色彩は周辺の工場や物流倉庫に溶け込んでいる</u>ことから、眺望景観の変化は小さいものと予測する。</p>	7-343
—	—	オ. 眺望点E(茜浜緑道突端部) (7-343頁参照)	7-343
—	—	カ. 眺望点F(塩浜地区展望施設) (7-343頁参照)	7-343
—	—	キ. 眺望点G(墓地公園付近護岸部) (7-343頁参照)	7-343
—	—	ク. 眺望点H(市道第09-001号線歩道上) (7-343頁参照)	7-343
—	—	ケ. 眺望点I(船橋海浜公園バス停付近) (7-344頁参照)	7-344

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>② 地域の景観特性の変化</p> <p>供用時における地域の景観は、現況と同様に、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった景観特性となる。供用時は、建物位置が既存工場の位置から南方向に移動し、建屋が既存工場よりやや大きくなるため、ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所については景観特性に影響が生じるものの、その他の地域に与える影響は小さい。</p> <p>また、新工場の色彩については、船橋市景観計画等を踏まえ、水辺を意識した白と青を基調としデザイン性のあるものとすることで、周辺の工場地景観及びふなばし三番瀬海浜公園のレクリエーション施設の景観と調和が図られるものと予測する。</p>	7-340	<p>② 地域の景観特性の変化</p> <p>供用時における地域の景観は、現況と同様に、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった景観特性となる。供用時は、建物位置が既存工場の位置から南方向に移動し、建屋が既存工場よりやや大きくなるため、ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所や船橋海浜公園バス停付近については景観特性に影響が生じるものの、その他の地域に与える影響は小さい。</p> <p>また、新工場の色彩については、船橋市景観計画等を踏まえ、<u>彩度の低い黄赤系の色彩を用いて、落ち着いたものとする</u>ことにより、周辺の工場地景観及びふなばし三番瀬海浜公園のレクリエーション施設の景観と調和が図られるものと予測する。</p>	7-344
<p>2. 予測</p> <p>(5) 予測結果</p> <p>② 地域の景観特性の変化</p> <p>写7-2-9.5(2) 眺望景観の変化(眺望点A:ふなばし三番瀬海浜公園 東側(着葉季))(14-100頁に掲載)</p>	7-343	<p>2. 予測</p> <p>(5) 予測結果</p> <p>② 地域の景観特性の変化</p> <p>写7-2-9.10(2) 眺望景観の変化(眺望点A:ふなばし三番瀬海浜公園 東側(着葉季))(14-101頁に掲載)</p>	7-347
<p>写7-2-9.6(2) 眺望景観の変化(眺望点A:ふなばし三番瀬海浜公園 東側(落葉季))(14-102頁に掲載)</p>	7-345	<p>写7-2-9.11(2) 眺望景観の変化(眺望点A:ふなばし三番瀬海浜公園 東側(落葉季))(14-103頁に掲載)</p>	7-349
<p>写7-2-9.7(2) 眺望景観の変化(眺望点B:ふなばし三番瀬海浜公園 西側(着葉季))(14-104頁に掲載)</p>	7-347	<p>写7-2-9.12(2) 眺望景観の変化(眺望点B:ふなばし三番瀬海浜公園 西側(着葉季))(14-105頁に掲載)</p>	7-351
<p>写7-2-9.8(2) 眺望景観の変化(眺望点B:ふなばし三番瀬海浜公園 西側(落葉季))(14-106頁に掲載)</p>	7-349	<p>写7-2-9.13(2) 眺望景観の変化(眺望点B:ふなばし三番瀬海浜公園 西側(落葉季))(14-107頁に掲載)</p>	7-353
<p>写7-2-9.9(2) 眺望景観の変化(眺望点C:二俣新町駅)(14-108頁に掲載)</p>	7-351	<p>写7-2-9.14(2) 眺望景観の変化(眺望点C:二俣新町駅)(14-109頁に掲載)</p>	7-355
<p>写7-2-9.10(2) 眺望景観の変化(眺望点D:日の出北公園)(14-110頁に掲載)</p>	7-353	<p>写7-2-9.15(2) 眺望景観の変化(眺望点D:日の出北公園)(14-111頁に掲載)</p>	7-357
<p>—</p>	—	<p>写7-2-9.16(1) 眺望景観の変化(眺望点E:茜浜緑道突端部)</p> <p>写7-2-9.16(2) 眺望景観の変化(眺望点E:茜浜緑道突端部)</p> <p>写7-2-9.17(1) 眺望景観の変化(眺望点F:塩浜地区展望施設)</p> <p>写7-2-9.17(2) 眺望景観の変化(眺望点F:塩浜地区展望施設)</p> <p>写7-2-9.18(1) 眺望景観の変化(眺望点G:墓地公園付近護岸部)</p> <p>写7-2-9.18(2) 眺望景観の変化(眺望点G:墓地公園付近護岸部)</p> <p>写7-2-9.19(1) 眺望景観の変化(眺望点H:市道第09-001号線歩道上)</p> <p>写7-2-9.19(2) 眺望景観の変化(眺望点H:市道第09-001号線歩道上)</p> <p>写7-2-9.20(1) 眺望景観の変化(眺望点I:船橋海浜公園バス停付近)</p> <p>写7-2-9.20(2) 眺望景観の変化(眺望点I:船橋海浜公園バス停付近)</p> <p>(7-358~7-367頁参照)</p>	7-358 — 7-367

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、良好な景観形成に寄与するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新工場の色彩は、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった周辺地域の景観特性との調和を図るため、<u>水辺を意識した白と青を基調とした色彩とする。</u> ・ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所に対し、現況と比較して建屋や煙突までの距離が短くなることから、<u>圧迫感を軽減するため、長大な壁面が生じないようデザイン性のあるものとする。</u> 	7-355	<p>3. 環境保全措置</p> <p>本事業では、良好な景観形成に寄与するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>施設計画にあたって“水辺への眺望、水辺からの眺望など水辺を強く意識した色調・構造とする”、“富士見百景の景観に映える色調・構造とする”、“敷地の緑化に努め、水辺と緑が融和する構造とする”のデザイン方針を設定のうえ検討を行う。</u> <p>【予測の結果を受けてその対策として講じる環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新工場の色彩は、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった周辺地域の景観特性との調和を図るため、<u>彩度の低い黄赤系の色彩を用いて、落ち着いた色彩とする。</u> ・ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所に対し、現況と比較して建屋や煙突までの距離が短くなることから、<u>圧迫感を軽減するため、建物の低層部に着彩し、敷地境界付近で緑化する。</u> ・<u>敷地境界付近に設置する柵について、周辺地域との調和の図られる色彩とする。</u> <p>【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>敷地境界付近に設置する柵についてのセットバックを検討する。</u> ・<u>圧迫感を軽減するため、長大な壁面が生じないデザインを検討する。</u> 	7-369
<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>事業の実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>水辺を意識した白と青を基調とした色彩とすること</u> ・<u>長大な壁面が生じないよう、デザイン性のあるものとする</u> <p>などの環境保全措置を講じることにより、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった周辺地域の景観特性と調和したものとなると予測される。また、供用時は、建物が既存工場よりやや大きくなるため、ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所については景観特性に影響が生じるものの、その他の地域に与える影響は小さく、地域の景観特性にも配慮されたものとなっており、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-355	<p>4. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>事業の実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>彩度の低い黄赤系の色彩を用いて、落ち着いた色彩とすること</u> ・<u>圧迫感を軽減するため、建物の低層部に着彩し、敷地境界付近で緑化すること</u> ・<u>敷地境界付近に設置する柵について、周辺地域との調和の図られる色彩とすること</u> <p>などの環境保全措置を講じることにより、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった周辺地域の景観特性と調和したものとなると予測され、<u>予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のため、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>敷地境界付近に設置する柵についてのセットバックを検討すること</u> ・<u>圧迫感を軽減するため、長大な壁面が生じないデザインを検討すること</u> <p>等の措置を講じる。また、供用時は、建物が既存工場の位置から南方向に移動し、建物が既存工場よりやや大きくなるため、ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所や、<u>船橋海浜公園バス停付近</u>については景観特性に影響が生じるものの、その他の地域に与える影響は小さく、地域の景観特性にも配慮されたものとなっており、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	7-370

(10) 人と自然との触れ合いの活動の場

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>3. 環境保全措置 本事業では、工事の実施及び廃棄物焼却等施設の存在による影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p>	7-366	<p>3. 環境保全措置 本事業では、工事の実施及び廃棄物焼却施設の存在による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p>	7-381
<p>(1) 施工時</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働による粉じん、騒音、振動等の影響を低減するため、各種環境保全措置を講じる(詳細については、各予測項目の環境保全措置の項を参照)。 工事用車両については、車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行い、公園の利用が多くなると想定される場合には、来園車両の多い時間帯などを避けるように努める。 	7-366	<p>(1) 施工時</p> <p>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働による粉じん、騒音、振動等の影響を低減するため、各種環境保全措置を講じる(詳細については、各予測項目の環境保全措置の項を参照)。 工事用車両については、車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行い、公園の利用が多くなると想定される場合には、来園車両の多い時間帯などを避けるように努める。 	7-381
<p>(2) 供用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物のデザインについては、周辺地域の景観特性との調和したものとなるよう配慮する。 施設の稼働による大気質、騒音、振動等の影響を低減するため、各種環境保全措置を実施する(詳細については、各予測項目の環境保全措置の項を参照)。 	7-366	<p>(2) 供用時</p> <p>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物のデザインについては、周辺地域の景観特性との調和したものとなるよう配慮する。 施設の稼働による大気質、騒音、振動等の影響を低減するため、各種環境保全措置を実施する(詳細については、各予測項目の環境保全措置の項を参照)。 	7-381

(11) 廃棄物

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>1. 予測</p> <p>(3) 予測手法</p> <p>① 予測項目</p> <p>予測項目は、次の廃棄物についての発生量(対象事業実施区域で発生する量)及び排出量(対象事業実施区域外に搬出する量)とした。また、排出することが必要となった廃棄物については、区域外で環境保全措置により減量・再資源化する量、適正処理の方法とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工時(建設工事に伴う廃棄物) 供用時(施設から発生する廃棄物) 	7-368	<p>1. 予測</p> <p>(3) 予測手法</p> <p>① 予測項目</p> <p>予測項目は、次の廃棄物についての発生量(対象事業実施区域で発生する量)及び排出量(対象事業実施区域外に搬出する量)とした。また、排出することが必要となった廃棄物については、区域外で環境保全措置により減量・再資源化する量、適正処理の方法とした。</p> <p>ア. 施工時(建設工事に伴う廃棄物)</p> <p>(ア) 建設廃棄物</p> <p>(イ) 既存工場の解体廃棄物(焼却灰資源化施設を含む)</p> <p>(ウ) 掘削工事等に伴う埋設廃棄物</p> <p>イ. 供用時(施設から発生する廃棄物)</p>	7-383
—	—	<p>② 予測方法</p> <p>ア. 施工時(建設工事に伴う廃棄物)</p> <p>(ウ) 掘削工事等に伴う埋設廃棄物(7-384頁参照)</p>	7-384

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>(4) 予測結果</p> <p>① 施工時（建設工事に伴う廃棄物）</p> <p>ア. 建設廃棄物</p> <p>新工場の建設工事に伴う産業廃棄物の種類及び量は、表7-2-11.1に示すとおりである。</p> <p>発生量のうち、金属くず（120 t）については、有価物（製鉄等原料）として売却し、それ以外の1,480 tが排出量となる。</p> <p>排出する廃棄物の処理、処分方法については、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という）の対象工事となることから、「千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成14年5月、千葉県）（以下、「千葉県建設リサイクル法実施指針」という）に示されている基本的考え方を踏まえて、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設資材の再使用、これらの措置後に発生した建設資材廃棄物の再生利用（マテリアルリサイクル）、それが適切でない場合には、燃焼またはその可能性のある建設資材廃棄物の熱回収（サーマルリサイクル）を行う。最後にこれらの措置が行われないものについては適正に処分するものとする。</p>	7-369	<p>(4) 予測結果</p> <p>① 施工時（建設工事に伴う廃棄物）</p> <p>ア. 建設廃棄物</p> <p>新工場の建設工事に伴う産業廃棄物の種類及び量は、表7-2-11.1に示すとおりである。<u>建設工事に伴う廃棄物は、外構工事や敷地内除去物、内装材や鉄筋の端材、型枠、梱包材などの発生が想定される。</u></p> <p>発生量のうち、金属くず（120 t）については、有価物（製鉄等原料）として売却し、それ以外の1,480 tが排出量となる。</p> <p>排出する廃棄物の処理、処分方法については、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という）の対象工事となることから、「千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成14年5月、千葉県）（以下、「千葉県建設リサイクル法実施指針」という）に示されている基本的考え方を踏まえて、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設資材の再使用、これらの措置後に発生した建設資材廃棄物の再生利用（マテリアルリサイクル）、それが適切でない場合には、燃焼またはその可能性のある建設資材廃棄物の熱回収（サーマルリサイクル）を行う。最後にこれらの措置が行われないものについては適正に処分するものとする。</p>	7-384
<p>イ. 既存工場の解体廃棄物</p> <p>既存工場の解体工事に伴う産業廃棄物の種類及び量は、表7-2-11.4に示すとおりである。このうち、金属くず（7,145 t）については、有価物（製鉄等原料）として売却し、それ以外の53,885 tが排出量となる。</p> <p>排出する廃棄物の処理、処分方法については、当該工事が、新工場の建設工事と同様に建設リサイクル法の対象工事となることから、千葉県建設リサイクル法実施指針に示されている基本的考え方を踏まえて、「ア. 建設廃棄物」と同様に処理、処分するものとする。</p>	7-371	<p>イ. 既存工場の解体廃棄物</p> <p>既存工場の解体工事に伴う産業廃棄物の種類及び量は、表7-2-11.4に示すとおりであり、<u>金属くず（7,145 t）については有価物（製鉄等原料）として売却することから、それ以外の53,885 tが排出量となる。なお、発生量については、焼却灰再資源化施設の解体時期が工事着手直後、既存工場の解体時期が新工場の安定稼働後と異なることから、各々について整理した。</u></p> <p>排出する廃棄物の処理、処分方法については、当該工事が、新工場の建設工事と同様に建設リサイクル法の対象工事となることから、千葉県建設リサイクル法実施指針に示されている基本的考え方を踏まえて、「ア. 建設廃棄物」と同様に処理、処分するものとする。</p>	7-386
<p>表7-2-11.4 既存工場の解体工事に伴う廃棄物 (14-114頁に掲載)</p>	7-371	<p>表7-2-11.4 既存工場の解体工事に伴う廃棄物 (14-115頁に掲載)</p>	7-386
<p>—</p>	—	<p>ウ. 掘削工事等に伴う埋設廃棄物 (7-387頁参照)</p>	7-387

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>2. 環境保全措置</p> <p>(1) 施工時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し、金属くずについては有効利用する。 ・ 特定建設資材廃棄物については、種類ごとの分別排出を徹底し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行う。 ・ 特定建設資材以外の廃棄物についても、再資源化が可能なものについては、できる限り分別解体等を実施して再資源化を行う。 ・ 再資源化等が困難な廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目及び管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理する。 	7-373	<p>2. 環境保全措置</p> <p>(1) 施工時</p> <p><u>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し、金属くずについては有効利用する。 ・ 特定建設資材廃棄物については、種類ごとの分別排出を徹底し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行う。 ・ 特定建設資材以外の廃棄物についても、再資源化が可能なものについては、できる限り分別解体等を実施して再資源化を行う。 ・ 再資源化等が困難な廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目及び管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理する。 ・ <u>埋設廃棄物は、ポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバック等で保管し、風雨等により飛散することがないように仮置きする。また、仮置きした際の地下浸透を防止するため、必要に応じて遮水シート等による養生を行う。</u> 	7-388
<p>(2) 供用時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却灰及び焼却飛灰は、他所において再資源化のうえ有効利用する。 ・ 焼却鉄は、製鉄等原料として有効利用する。 	7-373	<p>(2) 供用時</p> <p><u>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却灰及び焼却飛灰は、他所において再資源化のうえ有効利用する。 ・ 焼却鉄は、製鉄等原料として有効利用する。 	7-388

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>3. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① 施工時</p> <p>施工時の廃棄物については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別排出を徹底し、金属くずについては有効利用すること ・ 特定建設資材廃棄物については、種類ごとの分別排出を徹底し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行うこと ・ 特定建設資材以外の廃棄物についても、再資源化が可能なものについては、できる限り分別解体等を実施して再資源化を行うこと ・ 再資源化等が困難な廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目及び管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で建設工事に伴う廃棄物の最終処分量ができる限り抑制されているものと評価する。</p>	7-374	<p>3. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>① 施工時</p> <p>施工時の廃棄物については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別排出を徹底し、金属くずについては有効利用すること ・ 特定建設資材廃棄物については、種類ごとの分別排出を徹底し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行うこと ・ 特定建設資材以外の廃棄物についても、再資源化が可能なものについては、できる限り分別解体等を実施して再資源化を行うこと ・ 再資源化等が困難な廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目及び管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理すること ・ <u>埋設廃棄物は、風雨等により飛散することがないようにポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバック等で保管し、また、地下浸透を防止するため、必要に応じて遮水シート等による養生を行うこと</u> <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で建設工事に伴う廃棄物の最終処分量ができる限り抑制されているものと評価する。</p>	7-389

(12) 残 土

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>1. 予測</p> <p>(4) 予測結果</p> <p>工事に伴う残土の量は、表7-2-12.1に示すとおりである。</p> <p>新工場建設工事で対象事業実施区域の造成及びピット等の掘削により発生する発生土は、<u>42,000m³</u>、盛土量は11,000m³であり、残土は<u>31,000m³</u>と予測される。また、既存工場解体工事では、埋戻しのために14,900m³の土砂が必要となる。</p> <p>なお、新工場建設工事の造成工事、基礎工事から既存工場解体工事までは3年程度の期間があり、残土の仮置き場所を対象事業実施区域内で長期に渡って確保することが困難なことから、新工場建設工事での残土は他の工事現場で再利用し、既存工場解体工事で必要となる埋戻土は、他の工事現場の残土を再利用するものとする。</p>	7-375	<p>1. 予測</p> <p>(4) 予測結果</p> <p>工事に伴う残土の量は、表7-2-12.1に示すとおりである。</p> <p>新工場建設工事で対象事業実施区域の造成及びピット等の掘削により発生する発生土は<u>35,500m³</u>、盛土量は11,000m³であり、残土は<u>24,500m³</u>と予測される。また、既存工場解体工事では、埋戻しのために14,900m³の土砂が必要となる。</p> <p>なお、新工場建設工事の造成工事、基礎工事から既存工場解体工事までは3年程度の期間があり、残土の仮置き場所を対象事業実施区域内で長期に渡って確保することが困難なことから、新工場建設工事での残土は他の工事現場で再利用し、既存工場解体工事で必要となる埋戻土は、他の工事現場の残土を再利用するものとする。</p>	7-390
<p>表7-2-12.1 工事の実施による残土量の予測結果 (14-116頁に掲載)</p>	7-375	<p>表7-2-12.1 工事の実施による残土量の予測結果 (14-117頁に掲載)</p>	7-390

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>2. 環境保全措置</p> <p>本事業では、建設工事に伴う残土の影響を低減するために、本市の「建設発生土の取扱について」（平成21年11月、船橋市公共事業コスト縮減推進委員会）に基づいて、次のような措置を講じる計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生土は、盛土や埋戻しなどにより、できる限り再利用する造成計画とし、残土量の抑制を図る。 場外搬出にあたっては、土壌の分析を行い、汚染が確認された場合は汚染土壌として適正に処分する。 残土は、50km範囲内の他の工事現場（本市発注工事優先）へ搬出し再利用する。 埋戻し土は、50km範囲内の他の工事現場（本市発注工事優先）から搬入し再利用する。 50km範囲内の他の工事現場での残土の再利用ができない場合は、建設副産物情報センター運営の「建設発生土情報交換システム」を活用し再利用に努め、それでも他の工事現場で再利用できない残土は、処分地を指定して適正処分する。 	7-376	<p>2. 環境保全措置</p> <p>本事業では、建設工事に伴う残土の影響を低減するために、本市の「建設発生土の取扱について」（平成21年11月、船橋市公共事業コスト縮減推進委員会）に基づいて、次のような措置を講じる計画である。</p> <p><u>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 発生土は、盛土や埋戻しなどにより、できる限り再利用する造成計画とし、残土量の抑制を図る。 場外搬出にあたっては、土壌の分析を行い、汚染が確認された場合は汚染土壌として適正に処分する。 残土は、50km範囲内の他の工事現場（本市発注工事優先）へ搬出し再利用する。 埋戻し土は、50km範囲内の他の工事現場（本市発注工事優先）から搬入し再利用する。 50km範囲内の他の工事現場での残土の再利用ができない場合は、建設副産物情報センター運営の「建設発生土情報交換システム」を活用し再利用に努め、それでも他の工事現場で再利用できない残土は、処分地を指定して適正処分する。 	7-391

(13) 温室効果ガス等

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>1. 予測</p> <p>(3) 予測手法</p> <p>③ 予測条件</p> <p>表7-2-13.3 一般廃棄物処理量に基づく活動量 (14-118頁に掲載)</p>	7-379	<p>1. 予測</p> <p>(3) 予測手法</p> <p>③ 予測条件</p> <p>表7-2-13.3 一般廃棄物処理量に基づく活動量 (14-119頁に掲載)</p>	7-394
<p>(4) 予測結果</p> <p>温室効果ガスの排出量及び削減量の予測結果は、表7-2-13.4、5に示すとおりである。</p> <p>温室効果ガスの二酸化炭素換算による排出量は、<u>57,970t-CO₂/年</u>であり、発電による削減量が、<u>34,448t-CO₂/年</u>となることから、廃棄物焼却等施設の稼働による二酸化炭素換算排出量は、<u>23,522t-CO₂/年</u>と予測する。</p>	7-379	<p>(4) 予測結果</p> <p>温室効果ガスの排出量及び削減量の予測結果は、表7-2-13.4、5に示すとおりである。</p> <p>温室効果ガスの二酸化炭素換算による排出量は、<u>59,570t-CO₂/年</u>であり、発電による削減量が、<u>19,959t-CO₂/年</u>となることから、廃棄物焼却施設の稼働による二酸化炭素換算排出量は、<u>39,611t-CO₂/年</u>と予測する。</p>	7-394
<p>表7-2-13.4 温室効果ガスの排出量予測結果 (14-120頁に掲載)</p>	7-379	<p>表7-2-13.4 温室効果ガスの排出量予測結果 (14-121頁に掲載)</p>	7-394
<p>表7-2-13.5 温室効果ガスの削減量予測結果 (14-122頁に掲載)</p>	7-379	<p>表7-2-13.5 温室効果ガスの削減量予測結果 (14-123頁に掲載)</p>	7-394
<p>2. 環境保全措置</p> <p><u>(1) 計画段階で配慮した環境保全措置</u></p> <p>本事業では、廃棄物焼却等施設の稼働により発生する温室効果ガスの影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの焼却により発生する廃熱をボイラで回収し、発生した蒸気を用いてタービン発電機により発電して、場内電力に使用し、購入電力消費による温室効果ガスの発生を抑制する。また、余剰電力は売電し、電力会社等の化石燃料による発電量の削減に貢献する。 <p><u>(2) 予測の結果に基づき実施する環境保全措置</u></p> <p>予測には反映しなかったが、事業者の実行可能な範囲内で行える限り影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃熱は、発電の他、場内の給湯等にも利用し、燃料使用による温室効果ガスの発生を抑制する。 ・廃棄物焼却等施設の設備機器は省エネルギー型のを積極的に採用する。 ・管理棟の照明や空調設備は省エネルギー型のを積極的に採用する。 	7-380	<p>2. 環境保全措置</p> <p>本事業では、廃棄物焼却施設の稼働により発生する温室効果ガスの影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。</p> <p><u>【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの焼却により発生する廃熱をボイラで回収し、発生した蒸気を用いてタービン発電機により発電して、場内電力に使用し、購入電力消費による温室効果ガスの発生を抑制する。 ・余剰電力は売電し、電力会社等の化石燃料による発電量の削減に貢献する。 <p><u>【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃熱は、発電のほか場内の給湯等にも利用し、燃料使用による温室効果ガスの発生を抑制する。 ・廃棄物焼却施設の設備機器は省エネルギー型のを積極的に採用する。 ・管理棟の照明や空調設備は省エネルギー型のを積極的に採用する。 	7-395

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
<p>3. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>新工場の供用に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの焼却により発生する廃熱をボイラで回収し、発生した蒸気を用いてタービン発電機により発電して、場内電力に使用し、購入電力消費による温室効果ガスの発生を抑制し、また、余剰電力は売電し、電力会社等の化石燃料による発電量の削減に貢献すること 廃熱は、発電の他、場内の給湯等にも利用し、燃料使用による温室効果ガスの発生を抑制すること 廃棄物焼却等施設の設備機器は省エネルギー型のを積極的に採用すること 管理棟の照明や空調設備は省エネルギー型のを積極的に採用すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る温室効果ガスの排出量ができる限り抑制されているものと評価する。</p>	7-381	<p>3. 評価</p> <p>(2) 評価の結果</p> <p>新工場の供用に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの焼却により発生する廃熱をボイラで回収し、発生した蒸気を用いてタービン発電機により発電して、場内電力に使用し、購入電力消費による温室効果ガスの発生を抑制すること 余剰電力は売電し、電力会社等の化石燃料による発電量の削減に貢献すること <p><u>などの環境保全措置を措置を確実に実施することにより、廃棄物焼却施設の稼働による二酸化炭素換算排出量は、39,611t-CO₂/年と予測され、予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のため、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 廃熱は、発電のほか場内の給湯等にも利用し、燃料使用による温室効果ガスの発生を抑制すること 廃棄物焼却施設の設備機器は省エネルギー型のを積極的に採用すること 管理棟の照明や空調設備は省エネルギー型のを積極的に採用すること <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る温室効果ガスの排出量ができる限り抑制されているものと評価する。</p>	7-396

4. 監視計画

準備書の記載内容	頁	評価書の記載内容	頁
表9-2.1(1) 施工時における事後調査の項目及び方法等 (14-124頁に掲載)	9-1	表9-2.1(1) 施工時における事後調査の項目及び方法等 (14-125頁に掲載)	9-1
表9-2.1(2) 施工時における事後調査の項目及び方法等 (14-126頁に掲載)	9-2	表9-2.1(2) 施工時における事後調査の項目及び方法等 (14-127頁に掲載)	9-2
表9-2.2 供用時における事後調査の項目及び方法等 (14-128頁に掲載)	9-2	表9-2.2 供用時における事後調査の項目及び方法等 (14-129頁に掲載)	9-2
—	—	図9-2.1 地下水質調査位置 (9-3頁参照)	9-3
—	—	図9-2.2 地下水質調査地点案 (9-3頁参照)	9-3

